

審査基準・評価方法等(地域活性化ファンド)

1 事業内容の審査基準

地域のブランド創出・ものづくり支援

＜新商品・新技術開発・販売力強化事業に取り組む事業用の場合＞

- (1)事業者として適当であるか(経営状況が堅実であるか)。
- (2)事業を実施する体制が構築されているか。(十分な組織体制があるか。)
- (3)内容、スケジュールに合理性があり、事業計画に確実性はあるか。
- (4)事業の内容、費用は妥当か。
- (5)事業内容が社会情勢、市場ニーズ等に合致しており事業化の見通しはあるか。
- (6)事業者が作成した事業計画は、目的の達成が見込めるものとなっているか。
- (7)事業内容に新規性、革新性、独創性(テーマ性)、先取性があるか。
- (8)事業終了後、成果の活用に向けた計画があるか。

＜地域団体商標制度を利用したブランド展開に取り組む事業用の場合＞

産地の活性化に寄与する事業であるか。

2 採択基準

- (1)採点表の採点は、1点、2点、3点、4点、5点の5段階評価とする。
- (2)各委員から提出された採点表の集計をもとに、原則として評点(平均点)上位団体を選定する。
ただし、評点(平均点)が6割未満の場合は、その申請団体を不採択として取り扱うものとする。
- (3)委員からその他協議が必要と思われる提言があった場合には、委員会の協議により申請団体を選定することとする。

3 その他

同一申請者に対する当該年度の採択限度数は1件とする。